

第21回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長 : ただ今から、第21回玉村町農業委員会の農振部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
待望の降水もあり、三寒四温です。

事務局長 : ありがとうございました。それでは、農振部会長に進行をお願いいたします。

部会長 : それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
早速ですが議題に入りたいと思います。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和7年2月20日受付
この申請は一般住宅用地(庭用地)への農地転用です。

<議案第1号番号1について説明>

事務局 : 次に議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和7年2月20日受付
この申請は、売買による露天駐車場用地への農地転用です。

<議案第2号番号1について説明>

部会長 : 現地確認に行く前に何か質問はありますか。
それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。
それでは、議案第1号 番号1についてご意見ををお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、議案第2号 番号1についてご意見をお願いいたします。

11 番委員：残農地の1811-14は1811-15を通して進入するのか。南側からの進入は可能か。

事務局：南側は滝川の管理道路となっている。そちらからは進入しない。

11 番委員：転用済の1811-10の西側は擁壁がなかったが、土砂が1811-15に流入するのではないか。また、申請地についても土盛りするのか。するのであれば擁壁の有無は。

事務局：確認していない。

4 番委員：分断も支障のおそれだが、もっと問題なのは土盛りと擁壁の有無ではないか。公道と農地地面は落差があるが、農耕機は進入できるのか。また、2.5m幅の土盛り有擁壁無しでは道が埋まってしまうのではないか。1811-13を通して進入するということだが、可能なのか。

事務局：申請書以上の情報はわからない。

4 番委員：1811-1を転用すれば、これらの問題はほとんどが解決すると思うのだが、こちらにはできないのか。

事務局：説明したとおり、これらの問題を最も解決する案として1811-1、1811-14および1811-15に変更できないかという相談は行った。しかし「隣接地を使用したい」「1811-1は将来使う予定がある」という理由で変更はできないとのことであった。

11 番委員：1811-1は周囲を他人の土地に囲まれることになるが、ここの所有者はそれでいいのか。やりづらくないか。

事務局：譲渡し人と同一なので承知しているはずだ。

4 番委員：自分が耕作すると仮定した場合、この状況は支障があるように思える。

事務局：「やりづらいか」「やりやすいか」という点では支障があると判断できると思うが、県に事前相談した結果では「耕作が不可能なほどの支障があるか」という点で判断したいとのことだった。県の判断は行政側としての判断なので、農業委員会は農業に関係するみなさんの意見でよいと思うが、仮に不許可とした場合、不許可とする

ほどの支障があったかどうかという点で追及される可能性もある。

8 番委員：農業者の立場で考えると、もっとうまくやっていただきたい思いがある。

部会長：現地を見たみなさんの支障があるおそれがあるのではないかという意見が多いように思うが、不許可とするには弱いという意見もある。よってこの件に関しては、部会でも議論が分かれるため、現地確認して各委員が思ったことや意見を総会で発言していただき、総会での審議に任せることとします。

部会長：ご審議ありがとうございました。それでは、このことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

玉村町農業委員会 議事録 （本会議）

事務局：ただ今から、第21回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長：4カ月ぶりに雨が降った。待望だった農家も多いと思う。連日米騒動の報道が世間を騒がせているが、数十万トンが消えたといわれている件については、農水省の当初の作況指数が間違っていた可能性もある。佐波伊勢崎では飼料用米を主食用米に転換していく方針であるが、今後も米不足は続いていくように感じる。

事務局：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は10名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は 5番 下田 委員 7番 新井 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議長：それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和7年2月20日受付
この申請は一般住宅用地（庭用地）への農地転用です。

<議案1号番号1について説明>

以上で番号1の説明を終了します。

議長：それでは、番号1について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：それでは、番号1について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 1 は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

以上で議案第 1 号を終わりにします。

議 長 : 次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 次に議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。

番号 1 令和 7 年 2 月 20 日受付

この申請は、売買による露天駐車場用地への農地転用です。

<議案第 2 号番号 1 について説明>

議 長 : それでは、番号 1 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長 : まず申請地を含むこの一団の畑はすべて雑草が生い茂っている状況です。既に転用済の 1811 - 10 を見ると、盛土してあり公道と同じ高さになっている。なので本申請地も同じ高さになると推測できるが、1811 - 10 の西側の辺には擁壁がなく、もし本申請地も擁壁を作らないようであれば 2.5m 幅の通路（1811 - 13）で奥のスペースまで到達できるのか疑問である。また、残った農地を左右に分断しているが、管理耕作することだけを考えれば不都合なので、申請者の利用と農地の効率利用を考えれば 1811 - 1 を転用するほうが自然ではないか。許可不許可の判断までは部会で到達しなかった。総会での審議をお願いしたい。

2 番委員: 補足だが、転用後の 1811 - 10 とその他の畑は 70cm ほど落差がある。1811 - 15 が転用済であれば問題ないが、ここが現況の低い平地のまま 1811 - 13 を転用するとなると、1811 - 13 を通行することの危険、1811 - 15 も土砂の流入の危険があると見受けられる。

1 番委員: 1811 - 10 が高く、1811 - 15 が低く、そして 1811 - 13 を今度高くするとなると 2.5m 間隔でのり面になる。擁壁がなければ現実的でない。

5 番委員: 1811 - 10 の転用の時点では問題なしとは判断したが、2 筆目にここが転用されるとは思わなかった。

事務局 : 例えばすべての筆が同時に転用されれば、3 種ということで全く問題ない。順番

だったり、残農地への配慮や影響があるかという点で議論はあると思う。

13 番委員：周囲に大きな農地があるわけではない。譲渡人と譲受人が納得しているのならよいのでは。

事務局：審議するのに材料が足りない、ここの部分が解決すれば許可がだせる、ということであれば、審議を来月にまわし、申請者に質問をして回答を得てから判断するというだけでもよいかと思う。

8 番委員：土留めが議論的なら、それをしっかりすればよいと伝えてはどうか。

4 番委員：本申請の土留めをしても、1811 - 14 への進入は難しいのではないか。落差もあるし、1811 - 10 の西側辺は擁壁がない。

事務局：事務局の確認不足でもあるが、土地利用計画図には擁壁の有無は記載がなかった。今回の申請地と合わせ、1811 - 10 の西側も擁壁を作るのかどうか確認したい。

13 番委員：2.5mで擁壁がなければ実際に走行できる平坦な部分は 1mになる。それでは進入しようがない。

10 番委員：土留めをしなければ不可能な話だ。

11 番委員：1811 - 15 も転用して5m幅で使いたいということなのでないか。

事務局：同時に出てくればそれで構わないのだが、今回は 1811 - 13 の転用であり、1811 - 15 は農地の状態である。この申請の時点ではそのように使うことは認められない。

10 番委員：この利用図をみると共用で使うつもりだと思う。

11 番委員：今回の転用で造成すると、真ん中に擁壁ができてしまうが、別々に使うつもりなのだろうか。地主が泣いて真ん中を広い道にしたほうがよいのでは。

事務局：東の筆と同時に転用が出てくればそれも可能だ。

4 番委員：1811 - 1 か、1811 - 14 と 1811 - 15 と同時に出せば支障ないのだが。申請地に進入する方法と 1811 - 14 の農地に進入する方法を聞きたい。

事務局：状況や理由がわからない部分が多くて判断できないというのであれば、農業委員会が出た質問を申請者に照会するので、次回判断ということでよいのでは。照会する質問を整理したい。

① 土盛りの有無、擁壁の有無

② 擁壁がない場合、土砂の流出入の対策

③ 申請地と 1811 - 14 への進入の可否

④ 1811 - 1、1811 - 14 への転用地変更の検討およびそれが難しい場合はその理由

こんなところでよろしいか。

5 番委員：残農地を分割することになるが、70cm の段差があってどう管理耕作していくのか。段差の解消もしくは解決方法を聞きたい。現時点では農地なので、転用するからいいということではなく農地として管理耕作できる状態にしてもらいたい。

事務局：それも確認する。予定はあくまで予定であり、買い手がつかなかったりして農地のまま残るケースもある。質問は妥当だと思う。以上の質問を申請者に行い、回答があり次第総会に提出する。

議長：出た質問について、事務局は申請者に質問を行ってください。回答があり次第、総会で議論しこの件について判断を行うということでよろしいか。

<全員異議なし>

議長：それでは本件については一旦保留とし、次回以降回答があり次第審議します。

以上で議案第2号を終了いたします。

議長：続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。別紙のとおり相続で1件受理しております。

報告2号 農地法第5条第1項第6項の規定による市街化区域の届出書の受理状況について報告いたします。別紙のとおり2件受理しております。

報告3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理状況について報告いたします。2件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、報告事項については、終了とします。

議 長：続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局：○農地の賃借料情報について

→令和7年度の賃借料情報は、今年度比約2割（端数処理）上昇して作成。

○農業委員会だよりについて

→素案を作成した。確認して指摘等あれば事務局まで。

この後印刷会社に作成依頼し、4月に発行する。

○玉村町社会福祉協議会特別賛助会員費について（回答報告）

→会員費納入のお願いに関し質問した件について、文章で回答がありましたので報告いたします。

○農地の賃借制度の改正について

→令和5年4月から法改正により制度が変更になっている。地域計画策定前なので猶予期間として前制度が残っているが、今月から新制度に完全移行する。制度の概要をまとめた資料を配布するので確認しておいてください。

○じゃがいもの定植について

・3月14日（金） 8：45 現地集合

【予備日3月17日（月）】

・本日会議後に種芋作業します

議 長：以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長：これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。